

令和3年度 指名停止等一覧公表

※新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づき、指名停止等の措置を行った入札参加有資格者は、下表のとおりです。

業者名	主たる営業所の所在地	指名停止期間等	指名停止等の理由
森松工業（株）	岐阜県本巣市	令和3年5月6日から 令和3年6月5日まで	贈賄（要綱別表第2、3号該当）
パシフィックコンサルタンツ（株）	東京都千代田区	令和4年3月7日から 令和4年6月6日まで	競売入札妨害又は談合（要綱別表第2、6号該当）
JFEエンジニアリング（株）	神奈川県横浜市鶴見区	令和4年3月24日から 令和4年6月23日まで	競売入札妨害又は談合（要綱別表第2、6号該当）

当該指名停止等の措置について、指名停止等の措置を受けたことに対して不服がある場合は、苦情の申立てを行うことができます。

苦情の申立てを行う場合は、当該指名停止等の業者を公表した日の翌日から起算して5日（新発田市の休日を定める条例（平成元年新発田市条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）以内に、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる件名、不服のある事項、不服の根拠となる事項等について記載の上、行ってください。